

阿南市要綱第18号

阿南市物品業者等指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿南市が発注する物品の購入、製造及びその他の競争入札等の適正な執行を確保するため、不法・不当行為等を行った業者（阿南市契約規則（平成24年阿南市規則第7号）第17条の規定により指名競争入札参加資格者名簿に記載された者のうち、建設工事並びに建設工事に関する測量、調査、設計業務及び工事用原材料を除く他の業種をいう。以下「物品業者等」という。）の指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止の内容)

第2条 指名停止の内容に関する事項は阿南市建設業者指名停止措置要綱（平成18年3月20日施行）の例による。

(必要事項)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、阿南市物品購入等審査会で審議の上、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。